

## 山北町ブロック塀等耐震診断補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒を未然に防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公道等に面するブロック塀等の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山北町補助金交付規則（昭和62年山北町規則第15号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び認定外道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、その他組造りによる塀及び門柱をいう。
- (3) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）により定める建築士及びブロック塀等の診断に精通する有資格者による診断をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、次に該当するブロック塀等の耐震診断を受けるものとする。

- (1) 道路面からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は0.6メートル以上）のもので、公道等に直接面する部分
- (2) 町長が耐震診断を受けるべきブロック塀等と特別に認めるもの

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、町内において公道等に面するブロック塀等を所有し、又は管理する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 同一の敷地内において、ブロック塀等の耐震診断を行うため、過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、1件につき耐震診断に要する経費の4分の3までとし、30、

000円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、耐震診断を行う前に、ブロック塀等耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたとき、内容を審査し、その適否を決定し、ブロック塀等耐震診断補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに耐震診断に着手するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第10条 交付対象者は、交付申請の変更及び取下をする場合は、ブロック塀等耐震診断補助金交付申請変更・取下申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請の変更及び取消の決定)

第11条 町長は、前条の申請書が提出されたとき、内容を審査し、その適否を決定し、ブロック塀等耐震診断補助金交付決定変更・取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(中間状況報告等)

第12条 町長は、耐震診断実施において必要があると認めるときは、交付対象者から報告を求め、又はその現場に立ち入り、その状況を確認することができる。

(完了報告)

第13条 交付対象者は、ブロック塀等の耐震診断の終了後、速やかにブロック塀等耐震診断完了報告書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の完了報告を受け、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、ブロック塀等耐震診断補助金額確定通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第15条 前条の確定通知書を受けた交付対象者は、通知を受けた日から10日以内にブロック塀等耐震診断補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） この要綱に違反したとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。